

とよだ保育園民営化に関する報告書

日野市

令和元年 12 月

目次

はじめに	1
第1章	
●民営化の経緯	
1. 日野市の行財政改革	2
2. 公立保育園の大規模改修	2
3. 民営化の市方針決定	3
第2章	
●民営化プロセスの整理	
1. 民営化の事前アナウンスと協議までの流れ	
(1) しおりの配布やホームページでの周知	5
(2) 保護者説明会	5
(3) 保護者会からの要望	6
(4) 要望事項への対応	7
2. ガイドライン作成について	
(1) 作成方法について	11
(2) ガイドライン記載の条件について	11
3. 運営法人の募集・選定	
(1) 公募要項の作成や中身について	14
(2) 運営法人の選定対象について	14
(3) 事業者選考委員会について	15
(4) プロポーザル方式の妥当性	16
4. 仮園舎移転と保育の引継ぎ	
(1) 仮園舎移転に際しての事前準備	17
(2) 仮園舎移転に伴う対応	20
(3) 保育の引継ぎ	21
5. 民営化後の状況	
(1) 民営化スタート時の対応	22
(2) 公立保育士の派遣期間短縮について	24
(3) 派遣期間についての考察	25
第3章	
●民営化の効果測定	
1. 民営化保育園の概要	28
2. 保育園運営について	29
3. 行財政運営について	30
4. 民営化に関する総括	31
(参考) 資料編	

はじめに

近年、子どもの人口は全国的に減少傾向にある一方で、共働き世帯の増加や女性就業率の上昇により、保育園の入園希望者は増加傾向にあると共に、保育ニーズの多様化が進み、保育園にはより柔軟な対応が求められている。また、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等による子育て環境の変化に伴い、子育てへの不安感や社会からの孤立感に悩む保護者も増加しており、子どもの最善の利益の擁護と子育て支援体制の充実はますます重要な課題となっている。

日野市においても、未就学児人口は平成 28 年度以降減少傾向に転じたが、保育ニーズは高まっており、保育園等の施設整備による待機児童解消が急務となっていた。その一方で、市全体では深刻な財源不足が見込まれる中、事業の縮小や休・廃止等、全庁にわたる施策の大幅な見直し避けられない状況となっており、行財政改革の中に公立保育園の民営化が位置付けられ、平成 26 年度、平成 30 年度に公立保育園 2 園の民営化を実施した。

この民営化を経て、現在の市内認可保育所は、公立保育園 10 園、民間保育園（分園含む）31 園において、保育を必要とする就学前児童の保育を実施している。

本報告書は、平成30年に市立とよだ保育園が民営化されてから1年が経過した現段階で、一連の取組みについてその内容を振り返り、検証を行ったものである。

第1章では、市立とよだ保育園を民営化するに至った経緯とその目的について確認する。

第2章では、市立とよだ保育園の民営化を決定・公表して以降、民営化が完了するまでのプロセスの振り返り、保護者の不安の解消や子ども達の最善の利益が守られたのかについて、その内容を検証した。

第3章では、民営化により、当初の目的（保育内容の引継ぎ、効率的な行財政運営）を達成できたのかについて、民営化の成果の側面に焦点を当て、その内容の検証を行った。

第1章

●民営化の経緯

1. 日野市の行財政改革

日野市では、厳しい行財政状況を踏まえ、平成8年度から5次にわたり行財政改革大綱を策定し、職員削減、給与見直し、行政サービスの質の向上と効率化に取り組んでいる。

公立保育園の民営化は、「第3次行財政改革大綱（対象期間：平成17年～22年度）」の中で、初めて明記され、平成23年度にとよだ保育園の民営化を実施する方針を示したが、保育需要の増大が見込まれる地域にあるため、当面の間公立園のまま存続させるという方針変更により、延期となっている。

平成23年7月に公表した「第4次行財政改革大綱（対象期間：平成23年～28年度）」においても公立保育園の民営化について検討を進める方針は変更せず、とよだ保育園の今後のあり方について検討を行うこととした。

2. 公立保育園の大規模改修

日野市では老朽化が進む公立保育園について、平成19年に実施した耐震補強診断をきっかけに、耐震補強及び大規模改修を、平成19年以降に順次進めていった。

とよだ保育園は、昭和36年に建設された園舎であり、耐震補強及び大規模改修工事の検討が行われていた平成24年時点で築後50年以上が経過していたことから、耐震補強は大規模となり8千万円程度の費用がかかるとの見積もりが出ていた。また、耐震補強を実施したとしても耐用年数は10年程度が限度であるため長期の使用は不可能で、どちらにしても早いうちに建替えが必要となる。併せてJR中央線の豊田駅に近いので利便性が高く、入園希望者が多いことから、この地区での保育園の存続も必要であった。

当時、とよだ保育園の耐震補強についての問い合わせも増えていたことから、保護者の関心の高さがうかがえる。

（参考）公立保育園の大規模改修状況

	設置	大規模改修
とよだ保育園	昭和36年	平成24年度耐震補強工事实施 平成29年度解体
たまだいら保育園	昭和37年	平成23年度建替え
ひらやま保育園	昭和41年	昭和58年度耐震補強工事实施(都) 平成19年度大規模改修工事实施
あらい保育園	昭和45年	平成10年度耐震補強工事实施(都) 平成19年度大規模改修工事实施
みさわ保育園	昭和45年	平成19・20年度耐震補強及び大規模改修工事
たかはた台保育園	昭和46年	平成22年度耐震補強工事实施 平成23年度大規模改修工事实施

みなみだいら保育園	昭和 46 年	平成 10 年 12 月耐震補強工事実施(都) 平成 19 年度大規模改修工事実施 平成 27 年度耐震補強工事実施(都)
あさひがおか保育園	昭和 49 年	平成 19 年度耐震診断結果「補強不要」 平成 21 年度大規模改修工事実施
もぐさ台保育園	昭和 51 年	平成 19 年度耐震診断結果「補強不要」 平成 20 年度大規模改修工事実施
おおくぼ保育園	昭和 52 年	平成 20 年度耐震診断結果「補強不要」 平成 28, 29 年度大規模改修工事実施
しんさかした保育園	昭和 53 年	平成 24 年度耐震対策工事実施 平成 29, 30 年度大規模改修工事実施

3. 民営化の市方針決定

(1)耐震補強

先述のとおり、とよだ保育園の園舎は老朽化が進んでおり、耐震補強しても長期の使用が不可能で、いずれは建替えが必要になるとはいえ、保育園は園児や職員が毎日使用している状況にあり、当面の安全確保のため平成 24 年 9 月補正で約 1200 万円を計上し、現園舎の耐震性の向上を図った。また、同時に 5～6 年後に建替えの方針を決定している。

(2)建替え

とよだ保育園敷地内での建替えであれば工事期間中の保育はどこで実施するのか、同じ豊田地区(近隣)での建替えとなると用地の確保、といった課題が出てくる。

これらの課題を整理していく中で、今後の待機児童解消のための財源確保等を考えると、公立園としての継続ではなく、民間事業者による運営という選択肢が有力となっていった。

(3)市の方針決定

平成 24 年 7 月

日野市は深刻な財源不足が見込まれる中、事業の縮小や休・廃止等、全庁にわたる施策の大幅な見直しが避けられない状況となっており、国都補助金等の特定財源の確保が強く求められていた。これは保育園も例外ではない。

日野市の待機児童数は、例年 100 人を超えており、保育が必要であるにも関わらず保育園に入れない方がいる状況であった。公立保育園 1 園を運営するための費用は約 1 億 5 千万円かかるが、民間保育園は国・都の補助金を活用できるため、約半分の費用ですむ。つまり、公立保育園 1 園を民営化することで、民間保育園 2 園をつくることのできる。この財源を新たな施設の整備・運営に振り向けることにより、待機児童解消が図れる。

【方針決定した内容】

①概ね 5～6 年後(平成 29 年もしくは 30 年 4 月)を想定

・11 月配布予定の翌年度入所のしおりへの掲載が可能。これにより申込者に対し、民営化の予定を

事前に周知し、それを理解していただいた方の入所となる。

- ・在園児の中で一番低年齢の1歳児については、平成29年4月民営化であれば、平成29年3月に5歳児として、公立保育園のまま卒園することが出来る。
- ②とよだ保育園を民営化するまでの間、保護者の不安を少しでも解消するため、耐震化工事を実施する（平成24年9月補正に計上）。

平成26年8月

平成25年度入園者から、概ね5～6年後に現在の場所又は豊田地区に民間保育園を建設し、民間に機能（役割）を移転する旨の周知を開始している。日野市の待機児童数は、例年100人を超えている状況に変わりなく、保育サービス拡大の財源確保のため、公立保育園民営化の方針には変わりはない。

これまで、平成24年度入園者（在園児）が卒園後の平成29年度に民営化を実施すべく準備を進めてきており、現在の場所に民間保育園を建設するために必要な仮設園舎の建設場所が確保出来たことから、保護者への説明及び仮設園舎建設の手続きを開始し、平成29年4月の民営化にむけて、具体的な動き出しをすることを決定した。

この点については、事前の周知が入園希望者向けに申込書とセットで配布している“保育施設利用のしおり”への記載にとどまっていたことから、十分に伝えられていなかった事。また、仮園舎を（仮称）豊田南第一公園内に建設し、現用地に新園舎を建替えるといった事についても保護者への影響が大きいことから、意見を聞きながら決定していくなど、周知方法や決定までのプロセスに反省すべき点が多々あった。

これらの点については、第2章において触れることとする。

第2章

●民営化プロセスの整理

1. 民営化の事前アナウンスと協議までの流れ

(1) しおりの配布やホームページでの周知

第3次行財政改革大綱の平成18年度の取り組みの中で、平成23年度にとよだ保育園民営化の方針を示したが、保育需要の増大が見込まれる地域にあるため、当面の間存続させるという方針変更により延期している。

また、第4次行財政改革大綱においても、公立保育園の民営化について検討を進める方針は変更せず、とよだ保育園の今後のあり方について検討を行うこととした。

行財政改革については大綱策定などのタイミングで、広報や日野市ホームページを通じて市民全体に広く周知している。また、平成23年度保育施設利用のしおり（平成22年11月配布開始）以降、民営化の方針について記載して、周知をしている。

平成24年11月

平成25年度保育施設利用のしおり（H25.4月入所申込対応）及び日野市ホームページに記載し、周知を開始。記載内容は

「とよだ保育園は、5・6年後までに現在の場所又は豊田地区に民間保育園を建設し、機能（役割）を移転します。なお、機能移転に伴う運営法人については未定です。決定次第お知らせ致します。」

といった内容にとどまり、その後の進捗の中で発生する費用負担や移転の影響といったところまで周知が出来ていなかったため、翌年度のしおりでは記載内容を追加。

平成25年11月

平成26年度保育施設利用のしおり（H26.4月入所申込対応）

「現とよだ保育園は、園舎の老朽化が進んでおり、将来的には建て替えが必要です。財政上の問題もあり、4・5年後（平成28年度・平成29年度）までに閉園し、代替として現在の場所又は豊田地区に民間事業者が新しい保育園を建設して保育園の機能を移転する予定です。

その時点で在園する園児は新しい民間保育園での保育になりますので、保育の仕方等が異なります。また、延長保育料等新たな費用負担が発生する場合があります。

新しい保育園を設置・運営する事業者はまだ決まっていますが、日野市と運営事業者とで、十分な引き継ぎ期間を設けるなど、園児・保護者の負担をできるだけ少なくなるように努めます。」

(2) 保護者説明会

第1回保護者説明会

【日時】平成26年10月18日（土）10時～・22日（水）18時～

【場所】とよだ保育園ホール

【内容】日野市より、これまでの経緯、園舎の建替えについて、民間園の運営事業者について、今後のスケジュールについて配布資料に沿って説明した。これに対して、保護者からは多くの質問意見が寄せられた。

主な内容として

- ・市が一方的に決定した内容を提示するのではなく、市の決定に至るまでの経過の明示や、保護者との協議を踏まえながら各事項を決定してほしいという、全体的な流れの話。

個別の内容として

- ・なぜ民営化が必要なのか、なぜ民営化対象園にとよだ保育園が選ばれたのか。
- ・仮園舎の場所はどのように決まったか、保護者への配慮は。
- ・民間事業者の選考方法、条件。
- ・全体的にスケジュールがタイト。など

説明会の開催形式は、平日の夕方と、平日の参加が困難な方のための土曜日と、2回開催する形式とし、これ以降も採用している。

また、説明会の記録は日野市ホームページに掲載し、広く市民に周知しており、これ以降民営化後における協議などのやり取りも掲載している。

(参考) 日野市ホームページ <http://www.city.hino.lg.jp>

トップページ>子育て・教育>保育園と幼稚園>公立保育園の民営化>とよだ保育園の民営化について

(3) 保護者会からの要望

平成 26 年 11 月 5 日

「日野市立とよだ保育園民営化の進め方見直しに関する要望（日野市立とよだ保育園保護者会）」が日野市に提出された。

第 1 回保護者説明会での説明や質疑応答を受けて、保護者会から以下の内容が提出された。内容としては、説明会時点で寄せられた意見を改めて整理していただいた内容となっている。概略は以下のとおり。

要望事項

1. 民営化に保護者の声が反映できるガイドラインの作成
 - ・民営化の進め方、今後の民営化にも適用できるもの。
 - ・保護者や学識経験者の意見・要望を反映すること。
 - ・たかはた保育園民営化の経験も活かすこと。など
2. 運営事業者の公募、選定プロセスの公開
 - ・民間保育園連合会からの紹介を改め、市外法人を対象とした公募へ。
 - ・市民や学識経験者を入れ、選定プロセスを公開すること。

- ・保育士の経験年数等を条件付け、保育の質を確保すること。合同保育の実施。 など
3. 仮園舎への移転スケジュールの延期
- ・入園時に民営化を知らされてない年度への配慮。
 - ・豊田駅から遠くなることを考慮し、別用地の検討。
 - ・仮園舎決定による、転園希望者への配慮。 など

(4) 要望事項への対応

その1

日野市では保護者会からの要望を受けて以降、それぞれの対応について検討を始めた。その中で、とよだ保育園から転園を希望した場合の優先措置については、翌年4月入園の受付が始まる12月より前に保護者に回答する必要がある、あわせて仮園舎での保育開始時期についても、転園申請の判断材料としていただくため、早期に周知する必要がある。転園を希望した場合の取扱いについて以下のように決定し、平成26年11月21日付、日子保第864号「とよだ保育園民営化に伴う仮園舎及び転園を希望する場合の優先措置について」の文書を配布し、周知している。

1. 仮園舎への移転について

- ①時期 移転時期は平成28年4月予定とする。(平成27年度卒園児が現園舎で卒園するまで仮園舎へは移転しない。)
- ②場所 現在の候補地以外の場所(園庭を含む)についても検討する。
- ③注意事項
 - ・旧園舎の解体・新園舎建築ともに12カ月の工期で完了を目指しますが、民営化予定の平成29年4月に新園舎の完成が間に合わない可能性があります。その場合、民営化後も仮園舎での保育となり、新園舎へ移る時期は年度途中となる場合があります。このようなことがないように十分考慮して計画を進める所存ではありますが、この点についてあらかじめご了承ください。
 - ・仮園舎の建設場所が園庭となった場合、仮園舎の建設～仮園舎解体まで(H28.1～H29.6)の1年半程度は園庭を使用することが出来ません。この場合、この期間における外遊び及び行事については近隣の公園等の活用により確保・開催して行く方針です。

2. 転園希望の優先措置について

- ①時期 平成27年度～平成30年度の転園希望に優先措置を実施する
- ②方法 利用調整指数に10点を加算する。
- ③対象 平成26年度のとよだ保育園在籍児
- ④注意事項
 - ・平成27年4月の転園申請受付期間は12/1～12/16(日曜日除く)です。市役所2階保育課(12/15・16は1階101会議室)でお受けしています。
 - ・転園申請を提出しても、必ず転園が決定するという事ではありません(転園希望先の保育園に募集枠がない場合など)。転園が決定しなかった場合は引き続きとよだ保育園に在籍となります。

- ・転園が決定した場合は、いかなる理由があっても転園決定を取り消すことは出来ません。転園決定後にとよだ保育園へ戻る事を希望する場合は、再度、転園申請の提出が必要です。その際は、優先措置の対象とはいたしません。
- ・在園児以外の兄弟姉妹については優先措置の対象とはいたしません。

また、平成 27 年度保育施設利用のしおりは 12 月の配布に向けた校正が間に合わなかったため、日野市ホームページにて、民営化に向けた協議の進捗状況を踏まえ、以下のように追記した内容で周知。入所申し込み受付の控えにも、同様の内容を記載した。

「とよだ保育園は平成 29 年 4 月から民営化を予定しています。詳細については今後の決定となりますが、現在の方向性については以下のとおりです。

- ①平成 29 年 4 月から設置・運営主体が民間事業者の私立保育園として開設します。
- ②現在の園舎は取り壊し、現在の場所に民間事業者が新園舎を建設します。
- ③新園舎建設期間（平成 28 年度中）は仮園舎での保育になります。仮園舎の場所は決定していませんが、現在地より駅から遠い場所または園庭の可能性があります。
- ④運営事業者は来年度中に決定する予定ですが、選定方法を含めて未定です。
- ⑤運営主体が民間事業者に替わりますので、運営方針・保育方法・行事・費用負担等が公立保育園とは異なります。また、職員も民間事業者が雇用した職員になります。」

なお、その後の経過は後で触れるが、翌年配布の平成 28 年度保育施設利用のしおりでは、民営化の時期や仮園舎の場所について、以下の通り周知している。なお、その時点では民営化時期を平成 30 年 4 月に遅らせる判断をしている。

とよだ保育園の民営化について

とよだ保育園は平成 30 年 4 月から民営化を予定しています。詳細については今後の決定となりますが、現在の方向性については以下のとおりです。

- ①平成 30 年 4 月から設置・運営主体が民間事業者の私立保育園として開設します。
- ②現在の園舎は取り壊し、現在の場所に民間事業者が新園舎を建設します。
- ③新園舎建設期間（平成 29 年度中）は仮園舎での保育になります。
- ④運営事業者は平成 28 年度中に決定する予定ですが、選定方法を含めて未定です。
- ⑤運営主体が民間事業者に替わりますので、運営方針・保育方法・行事・費用負担等が公立保育園とは異なります。また、職員も民間事業者が雇用した職員になります。

※民営化については、現在とよだ保育園保護者と協議をしながら進めています。

今までの経過は、日野市ホームページに掲載しております。また、今後新たに決定された事項についても、市ホームページに掲載する予定です。

（ ホーム＞子育て・教育＞保育園と幼稚園＞保育園＞とよだ保育園の民営化について ）



その2

平成 27 年 1 月 13 日付日子保第 971 号「日野市立とよだ保育園民営化の進め方見直しに関する要望（回答）」にて、以下の内容を保護者会長あてに回答した。長文になるため、ここでは要旨のみ掲載する。

○要望事項及び回答（要旨）

1. 民営化に保護者の声が反映できるガイドラインの作成を求めます

【回答】・民営化に対する保護者の皆様の疑問や不安を解消し、民営化を円滑に進めるための指針となる、「とよだ保育園民営化のガイドライン」を作成する。

2. 運営事業者は公募することとし、選定プロセスは公開してください

【回答】・市は今まで民間保育園連合会の協力を得ながら待機児童解消に努めてきた。これまでも市内各園が指導を遵守し、保育の質を向上させる取り組みに協力していただいている姿を確認している。

・市では、公募という方法より、信頼関係を築き上げてきた市内法人にお願いしたいと考えている。

・地主からも、出来るだけ信頼関係のある法人に借りてもらいたいという意向を伺っている。

・以上のことから、保護者の意見や要望に誠実に向き合いながら質の高い保育を提供することや、末永く安定した保育園運営が出来ることの約束をするために、公募という方法より市内法人からの選出という方法を選択している。

・決定後は人的な支援も含めて、市が運営法人の支援、指導にあたり、保護者とともにより良い保育園にしていきたいと考えている。

3. 仮園舎の建設・既存園舎解体スケジュールの延期を求めます

【回答】・仮園舎建設場所の検討結果について報告。

①豊田駅南口周辺について

・市有地・民有地ともに利用できる土地は無かった。

②豊田四丁目11番地7（通称 たぬき公園）について

仮園舎を建設するには相当数の樹木伐採が必要なこと、現在公園としての利用者がいること等の問題があり、仮園舎の建設地として不相当と判断した。

③現園庭について

園庭中央のケヤキを挟んで2階建ての保育室棟と平屋の調理室・事務室棟に分かれ、ホールをつくることは出来ない。また、南の崖側に杭を打つ必要があり、杭の搬入経路が問題になると考えられる。その他、仮園舎期間中の良好な保育環境や園児の安全確保が課題。今の段階では、選択肢として残す。

④（仮称）豊田南第一公園について

市有地であり、管轄部署には使用の内諾を得ている。面積や建設面での制約が少ないため、余裕を持った仮園舎建設・園庭を整備する事が出来、仮園舎の保育中も良好な保育環境を確保できる。しかし、最大の問題点は、現園舎と比較すると駅からの距離が遠くなるため、送迎面でご不便をおかけする事だと考えており、送迎面での問題を解決するため、市では以下の検討を行っている。

(1) 開所時間・延長時間の延長

(2) バスによる送迎

(3) 豊田駅での預かり

(4) タクシーの利用

(5) 仮園舎の駐車場、駐輪場の確保

民営化については保育施設利用のしおりでの周知から始まったが、その後、保護者説明会を実施したことをきっかけに様々なご意見をいただいた。保護者会役員を中心に保護者間の意見を集約していただくなどの調整をいただき、保護者会による要望、それに対する回答、その間の意見交換など、その後の協議が活発化するきっかけとなった。

なお、民営化の実施時期は、当初平成29年4月としていたが、民営化への保護者の不安解消や負担軽減方策に対する説明や話し合いの時間を十分に確保するため、民営化の実施時期を平成30年4月に1年延期とした。これに合わせて、仮園舎への移転時期も延期となっている。

ここまでは時系列に沿った全体の流れを掲載してきたが、次ページ以降は個別の事項ごとに整理し、振り返りを行う。

2. ガイドライン作成について

(1) 作成方法について

平成 26 年 4 月のたかはた保育園機能移転の際にも、保護者の不安解消と保育園の安定運営を目的として「たかはた保育園機能移転のガイドライン」が策定されていた。この内容は

- ・ 保育園の機能移転
- ・ 三者協議会
- ・ 合同保育
- ・ 機能移転後の市の責務
- ・ 職員の処遇

の 5 項目について、大まかな進め方について定めていた。また、別紙として「保護者の皆様との検討事項」がつけられており、合同保育、機能移転後の保育園の行事、保護者側が用意するものや費用負担、送迎に関する事などが個別に記載されていた。

これらは、たかはた保育園機能移転に際し保護者説明会などで意見を伺いながら、保護者とともに作り上げられたものである。

とよだ保育園民営化の進め方については、平成 26 年 11 月 5 日付でとよだ保育園保護者会より、「日野市立とよだ保育園民営化の進め方見直しに関する要望」が提出され、その中の 1 つとしてガイドラインの作成が記載されていた。

日野市は、この要望に対する回答（平成 27 年 1 月 13 日付、日子保第 971 号）の中で、民営化に対する保護者の皆様の疑問や不安を解消し、民営化を円滑に進めるための指針となる「とよだ保育園民営化のガイドライン」を作成することを、保護者と確認した。

市が作成したガイドライン（案）を基に、とよだ保育園保護者の民営化対策委員と協議を開始したが、その他の要望事項も含め、協議を継続していたことから、平成 27 年 5 月に民営化時期の 1 年延期を決定し、保護者へ周知した。

協議期間を延長してまとめあげたガイドライン（案）については、保護者からの要望に基づき、学識経験者（実践女子大学生生活科学部生活文化学科 田中教授）にその内容について確認をいただいている。ガイドライン（案）の内容について民営化対策委員の合意をいただいた上で、保護者説明会（第 4 回：平成 28 年 1 月 16 日・20 日）を開催し、保護者への報告を行った。説明会では特段の反対意見はなく、概ねのご理解を得られたことから、民営化対策委員との合意案を、「とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）」として策定した。

(2) ガイドライン記載の条件について

こうした経緯を経て策定されたガイドラインの内容について、ここではポイントのみ紹介する（資料編を参照）。

ガイドラインでは、民営化の進め方について、大きく 3 点について定めている。

1 点目は、民営化にあたってガイドラインを基本とし、保護者への十分な情報提供を行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施する事。これは、保護者説明会の開催や民営化対策委員との協議

等が該当してくる。

2点目として、保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視して、民営化に取り組むこと。保育内容の引継ぎや、保育士の要件に関わることなど、事業者の公募要領にも深く関わってくる部分となる。

3点目として、民営化にあたっては、保護者に新たな費用負担が発生しないように努めること。これは、運営主体が民間事業者になることにより、保護者が用意するものなどが新たに発生する場合があるため、負担がかからないように配慮するための内容となっている。

運営事業者に対しては、公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することをガイドラインの中で次のように求めている。

①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の1年前から、事業者の保育士がとよだ保育園の保育に入り、引継ぎ準備を開始すること。民営化の6か月前からは、とよだ保育園の各クラスに担任予定者を配置し、また、調理員についても勤務に入ること。

※合同保育期間中の事業者の費用負担については市と事業者で協議して決定します。

この部分では、民営化前の引継ぎにおける合同保育期間や進め方について触れている。これについては、選考により決定した社会福祉法人ねぐるみ会の協力により、6か月前からとしていた担任予定者の配置について、1年前から配置する事が出来たため、引継ぎを充実させながら、民営化後の安定に向けた保育士と子ども達との関係を構築することが出来た。

民営化において、子どもへの影響が一番大きい部分は、運営事業者が市から民間事業者になることにより、保育士が入れ替わることである。この劇的な保育環境の変化への配慮として、民営化前の合同保育を充実させることは、一番重要な部分である。

②民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。

※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。

引継ぎ期間が充実していたことに加え、保育内容の引継ぎやその他の項目も含め、検討事項進行管理表というものを活用していた。これは、公募要領にも定めていた運営事業者を求める運営条件が満たされているかどうか、新園の施設整備に関すること、民営化後に向けた保育の引継ぎについてなど、44項目が記されている。

保護者の目に見える形でそれぞれの項目について、市、保護者、事業者の三者による三者協議の場において確認しながら、進捗管理を行っており、平成29年11月1日に行われた第4回三者協議会において、最終的にすべての項目が達成されていることが、確認されている。

③民営化後も、とよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を、民営化後の2～5歳クラスに1年間派遣し合同保育を実施すること。合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できるものとします。

上記①で紹介したように、民営化の6か月前からとよだ保育園の各クラスに担任予定者を配置し、合同保育を行う事が想定されていたため、引継ぎが不十分な部分については、民営化後も公立の保育士を派遣しながら引継ぎを継続し、子ども達の様子や園の運営状況を見定めていく、という内容となっている。

この部分については、民営化後に協議を行っているが、内容については後段で紹介する。

また、民営化後の保育の質の維持・向上といった観点から、公募要領の中では職員配置や経験年数などの要件、保育内容や引き継ぎに関することなど、詳細に定めている。

3. 運営法人の募集・選定

(1) 公募要項の作成や中身について

事業者の選定における透明性の確保や、保育の質の確保といったところに重きを置いた。ガイドラインと重複する部分もあるが、主なポイントのみ抜粋すると

1. 趣旨

民営化を実施する保育園に在園している児童・保護者にとっては、保育園の民営化は非常に大きな環境の変化であり、民営化による不安や負担が生じることになります。人間形成の基礎を築く極めて重要な乳幼児期に、健やかな成長や発達に影響を及ぼすことは絶対に避けなければなりません。保護者への精神的負担や経済的負担により、安心して安定した家庭生活に影響する事もあってはなりません。

本公募では、保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視し、保護者に寄り添い、保護者・市と一体となって民営化に取り組むことの出来る事業者を公募します。本公募要領及び「とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）」に記載された事項は最低限の守るべき事項です。民営化にあたっては保護者・市と、さらに具体的な実施方法を話し合いながら、円滑な民営化を実施していきます。

ここでは、民営化による保育環境の変化が子どもや保護者に大きな影響を及ぼすことを考慮し、負担軽減を最大限に重視すべきという、公募要領を策定した一番重要な目的の部分であり、これ以降の項目の基本となる考え方を示している（資料編を参照）。

事業者の選定は、応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングを含めた全体の総合評価で行い、最も高い評価を得た事業者に決定する。一次審査は、応募者が要領に定める応募資格を満たしているか、事務局による書類審査を実施。二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「とよだ保育園民営化に係る事業者選考委員会」が選考基準表に基づき審査を行う（資料編を参照）。

選考基準表は、保育の質の部分や、質を維持していくのに欠かせない事業者の運営の部分などについて、21項目を評価項目とし、1～5点で採点する内容になっている。これを公募要領に掲載したうえで、保護者代表も加えた選考委員会の中で承認をもらい、実際の選考に使用している。なお、これ以降に日野市で実施された事業者の公募においても、同様の表を基本にしたものを採用している。

(2) 運営法人の選定対象について

これまで日野市では、市内の社会福祉法人立保育園連合会に諮問し、推薦を受けた事業者を選定するという形をとってきたが、保護者会からは、要望書にあった通り、より多くの事業者の中から選考することで、質の高い保育事業者を選びたいという強い意見があった。

要望書をきっかけとした保護者との協議を継続していく中で、最終的には、「市内で認可保育所を5年以上安定的に運営しており、今後もその保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信用を有している法人」を対象に公募を行う事とした。

この部分については、保護者からの意見も踏まえて公募形式をとらせていただいたが、市内での保育所運営実績を公募要件とした事には、不安を感じる方も一定数いたと思われる。それらの不安に対しては、募集や選考での透明性を確保し、特にこの次に触れる選定委員の中に市職員以外の方や保護者の代表に入っていただく仕組みを取り入れている。

なお余談ではあるが、日野市では待機児童解消のためにこれ以降も保育所整備を進めていく必要があったことから、これをきっかけに事業者公募に関するガイドラインを定めた。以降、日野市で実施した認可保育所運営事業者の公募においては更に条件を緩和し、東京都内で5年以上の保育園運営実績を持つ社会福祉法人を対象とした公募に切り替えている。

(3) 事業者選考委員会について

とよだ保育園の民営化にあたり、移管先の保育園運営事業者を公正かつ適正に選定することを目的に、とよだ保育園民営化に係る事業者選考委員会を設置している。所掌事項は次の4点である。

- ・事業者公募要領に関すること。
- ・事業者の選定基準の策定に関すること。
- ・事業者の選定審査に関すること。
- ・その他必要な事項に関すること。

また、委員構成については全6名中4名が市職員以外という構成になっており、保護者の意見や専門的知見を確認しながら、選考を進められるようになっており、選考の透明性を確保するなど、保護者からの要望に応える内容になっている。

- ・とよだ保育園保護者代表 2名以内
- ・保育に関する学識経験を有する者 1名 ⇒ ガイドラインに引き続き、実践女子大学の教授にご協力いただく
- ・民生児童委員代表 1名
- ・日野市立保育園園長代表 1名 ⇒ もっとも園長経験の長い者を選出
- ・日野市子ども部長 1名

選考委員会の開催実績

第1回 平成28年4月16日

(1) 公募要領の策定について

とよだ保育園民営化事業者公募要領の策定について

(2) 提案内容の審査について

今後の審査の進め方について

- ・一次審査について 事前の書類審査（事務局にて実施）
- ・二次審査について プレゼンテーション及びヒアリング

(3) 選定基準の策定について

- ・選考基準表（項目と配点）

これらを当委員会にて承認した。

第2回 平成28年8月6日

一次選考（財務状況などの書類審査）を通過した事業者の、プレゼンテーション及びヒアリング審査

- ・応募事業者 社会福祉法人ねぐるみ会 一者のみ
- ・事業者によるプレゼンテーション（30分）
- ・選考委員によるヒアリング

⇒選考基準表に基づき、その場で採点。結果、委員6名の平均点数が65点を超えたため、社会福祉法人ねぐるみ会を、とよだ保育園民営化事業者候補として決定した（保育園事業者には契約行為がないため、市長決裁をもって決定となる）。

(4) プロポーザル方式の妥当性

ガイドラインや公募要領では、応募がない場合の対応は規定していたものの、応募が一者のみの場合の対応は規定していない。とよだ保育園民営化における事業者公募へのエントリーは一者のみだった。

しかしながら、応募が一者のみの場合においても保育の質を確保する必要があることから、公募要領では選考基準表による最低点を事前に示している。

- ・（ガイドライン）応募がない場合は、社会福祉法人以外の事業者に範囲を広げて公募を行います。
- ・（公募要領）応募が1事業者のみの場合：選考基準表による評価平均点が65点／105点満点以上（全委員の評価点を合計し平均点を算出）の場合のみ決定とします。

また、保育所運営については、運営全般、職員配置、保育内容、引継ぎ等について細かく記載をしており、民営化前後の保育や運営体制について厳しく条件付けをしている。

運営等の条件について

（職員配置）

- ・園長は常勤・専任とし、原則として保育園で15年以上の勤務経験
- ・主任保育士は常勤・専任とし、保育園で概ね10年以上の勤務経験
- ・担任をもつ保育士は、原則、常勤保育士とし、保育園での勤務経験が5年以上の者を1/3以上配置。
- ・保育士の人事異動は、単年度（1年での異動や年度途中での異動など）で行わないよう配慮

（保育内容）

- ・民営化前の保育内容や保育事業等を尊重すること。
- ・「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とすること。 など

公募要領や選考基準については、(3)で紹介した選考委員会から承認をいただき、その委員会により選考を実施している。さらに、基準表に基づき一定の点数を得られた場合のみ事業者候補として決定するという仕組みになっており、たとえ一者のみのエントリーであったとしても、保育の質が確保できるようになっている。

4. 仮園舎移転と保育の引継ぎ

(1) 仮園舎移転に際しての事前準備

【仮園舎の場所について】

仮園舎移転に関する経緯を少し振り返ると、第1回保護者説明会で、(仮称)豊田南第一公園に仮設園舎を建設する旨を説明した際に、送迎に不都合が生じる等の意見を受け、豊田駅周辺の区画整理地内やとよだ保育園近隣地に仮設園舎を建設できる土地がないか、再度調査を実施した。

再調査の結果、(仮称)豊田南第一公園以外に仮設園舎を建設できる土地はなかったため、とよだ保育園敷地内(園庭部分)に仮設園舎を建設する案を提案。第2回説明会で、(仮称)豊田南第一公園案と園庭案について説明した後、保護者アンケートを実施し、(仮称)豊田南第一公園に決定した。その旨、平成27年4月6日付「仮設園舎建設場所についてのアンケート結果及び仮設園舎建設場所の決定について」でお知らせしている。

(参考) 2案の主なポイント比較

園庭に建設した場合

- ・園庭は、仮設園舎建設～仮設園舎解体(約1年半)まで使用できなくなる。
- ・仮設園舎建設には地質調査が必要となり、調査の結果によっては、園庭に建設出来ない可能性がある。
- ・とよだ保育園の敷地内で、仮設園舎の建設、現園舎の解体、新園舎の建設を行うことになるため、以下のような対応が想定される。
 - ◎お昼寝の時間は工事を止める
 - ◎大きな音や振動が発生する作業は出来るだけ園児のいない時間に行う
 - ◎ほこり、粉塵対策は工事業者と協議の上、最大限に行う
- ・ホール、園庭が使用できない事から、運動会やちびっこオールスターズの行事は、本番、練習場所ともに近隣の公園や施設を利用しながら実施するなどの対応が想定される。

(仮称)豊田南第一公園に建設した場合

- ・保育園の敷地はフェンスで囲い、セキュリティ対策を行う。
- ・プール・園庭遊具等について、現状と同等になるかは不明だが、出来るだけ整備する。
- ・建設が決定した場合は、市が速やかに周辺住民への説明を行う。
- ・交通面の安全対策(警察への信号設置の要請、交通整理のための人員を確保)を行い、送迎時の保護者・園児及び周辺住民の安全を確保する。
- ・現在地から離れることに対しての、送迎面での不便を解消する対応策をとる。
 - ◎送迎用駐車場 11台 ◎駐輪場 ◎仮設園舎に置いておける駐輪場
 - ◎現とよだ保育園の送迎用駐車場を引き続き借用
 - ◎現とよだ保育園に駐輪(駐車場を駐輪場として使用など)
 - ◎朝のタクシー(仮設園舎⇒豊田駅)※7時に子どもを預ける方のみ
 - ◎延長保育開始時間を18時10分(または18時15分)からとする
 - ◎夜の閉所時間を延長する(19時15分閉園)

(参考) 仮設園舎建設場所についての保護者アンケート結果

実施時期：平成 27 年 2 月 27 日～3 月 13 日

集計結果：

(1) 建設場所について

	ひよ こ	り す	うさ ぎ	く ま	きり ん	全 体
豊田南第一公園	7	13	17	14	15	66
現園庭	1	3	3	5	2	14
未回答	0	0	0	1	1	2

(2) (1) で回答した理由、ご意見等 (抜粋)

● 豊田南第一公園に賛成の理由、ご意見

- ・ 園庭案は安全性に問題がある (騒音・ほこり・重機や資材の搬入)
- ・ のびのび遊べる園庭が必要 (子どものストレスや発達への影響)
- ・ 園庭案の仮園舎の狭さは問題 (子ども同士のトラブルなど)

● 園庭案に賛成の理由、ご意見

- ・ 家からの距離が遠くなる。送迎に時間がかかる。
- ・ 通い慣れたところが良い。子どもも慣れている環境が良い。
- ・ 新しい建物が建つところを見られるのでいい経験になる。
- ・ 今の朝の時間を変えたくない。子どもは生活リズムが出来ている。
- ・ 豊田南はセキュリティ面で不安がある。(夜間(早朝)暗い、人気がない。)

アンケート結果としては、園庭案では場所が変わらないという意味での環境の変化を抑えることは出来るものの、保育室の面積に一定の制限が出てくるため、子どもの日中の活動に大きく影響するというデメリットがあった。ここが、票が分かれるポイントになったと思われる。

アンケートでは他にも仮園舎の施設・設備に望むものや、豊田南第一公園の場合、送迎面で必要となるものについても意見を伺っている。

施設・設備面では、夏の暑さ対策、遊具、フェンスの設置 (不審者、犬の放し飼い対策)、空調設備、駐車場・駐輪場の十分な確保、交通安全対策など、多岐にわたるご意見をいただいている。

送迎面についても様々な意見をいただいたが、特に要望が多かったのが、送迎用駐車場及び駐輪場の設置、駅から遠くなることを考慮した延長保育開始時間及び閉園時間を遅らせることであった。

【仮園舎への移転時期について】

仮園舎への移転時期は当初、平成 28 年 4 月 (平成 29 年 4 月が民営化実施予定時期だったため) としていたが、民営化実施時期の 1 年延長に伴い、仮設園舎への移転時期についても 1 年延長し、平成 29 年 4 月予定としていた。

移転作業を検討していく中で、保育園の繁忙期である 3 月に仮設園舎への移転を実施した際に、保育の安全面等への不安があったことから、平成 27 年 11 月に保護者会役員に移転時期の前倒しを提案し

た。その後、保護者説明会、各クラス懇談会での説明を経て、平成 28 年 2 月に移転時期についての保護者アンケートを実施した（1 月中、3 月上旬、3 月末の 3 択）。

アンケートの結果により、最終的な移転時期は 1 月中（引越し予定日 平成 29 年 1 月 29 日）に決定した。これについては、平成 28 年 3 月 9 日付「とよだ保育園仮設園舎への移転時期についてのアンケート結果及び移転時期の決定について」にてお知らせしている。

（参考）アンケートの集計結果

実施時期：平成 28 年 8 月 3 日～8 月 12 日

集計結果：

（１）仮設園舎への移転時期について

（全 96 世帯）

	ひよこ	りす	うさぎ	くま	きりん	転園予定	合計
1 月中	3	5	10	7	2	1	28
3 月上旬	5	1	1	4	2		13
3 月下旬	1			5	1		7
いつでもよい		4	5	2	5	2	18
未回答						3	3
合計	9	10	16	18	10	6	69

（２）（１）で回答した理由、ご意見等（抜粋）

- 「1 月中」を選択した方の理由・ご意見
 - ・出来るだけ子どもや先生に負担のかからない時期がいい。子どもの安全第一で。
 - ・3 月は親も異動等で忙しい時期なので。
- 「3 月上旬」を選択した方の理由・ご意見
 - ・駅から遠くなるので困るが、保育園の負担を考えて 1 か月くらいなら良い。
 - ・先生たちの負担にならないようにしてもらいたいが、1 月は雪が心配。
- 「3 月下旬」を選択した方の理由・ご意見
 - ・通勤・送迎の関係。
 - ・卒園式を現園舎で行いたい。
- 「いつでもよい」を選択した方の理由・ご意見
 - ・先生方や子どもに負担があまりかからない時期であればいつでもいい。

仮園舎への移転後、空き家となった園舎をそのまま放置する事は防犯上等の問題がある事、また、現園舎解体後に、新園舎建設を開始し、平成 30 年 4 月の開設に間に合わせるためにはスケジュール的に余裕がない事から、仮設園舎へ移転後は速やかに解体することとした。卒園式を取り壊し前の旧園舎で実施したいという保護者からの声はいただいていたが、以上の理由及び備品等が何もない園舎での卒

園式実施は困難であると判断した。

詳細は、とよだ保育園発行の園だよりにて、保護者あてに周知している（2017年1月13日付）。

(2) 仮園舎移転に伴う対応

○保護者への配慮

内覧会

以前から課題となっていた、送迎環境の変化に対応していただくため、引っ越しを1週間後に控えた平成29年1月21日（土）及び22日（日）の二日間で、仮園舎の内覧会実施を予定していた。保育園までの通園路や駐車場・駐輪場の位置、お子さんの教室などを確認いただくことを目的としていたが、降雪による工事の遅れなどが原因で、主に登園方法を確認する会となった。

時間外保育

通常より時間を15分遅らせ、18:15～を時間外保育（短時間認定の方は17:15～）とすることで、園舎の場所が変わったことにより送迎時間が遅くなってしまう方へ配慮した。時間外保育の捕食は18:15スタート、時間外保育の終了時間も19:15まで延長とした。

○子どもへの配慮

散歩コースでの工夫

仮園舎に移ることでの環境の変化により、子ども達の落ち着きがなくなるといった影響が予想されていた。しかしながら、事前に慣れてもらうため、仮園舎建設中の時点から移転先を散歩コースに組み込み、場所を知ってもらう、園庭やその場所での保育をイメージしてもらうといった対策をとっていたことから、仮園舎への移転後も大きな混乱はなく、保育園側の想定以上に早く、子ども達はすぐに落ち着きを取り戻した。

保育室

子ども達の環境変化に考慮し、通常は3月の卒園式後に実施するクラス移動を、仮園舎への引っ越しと同時に実施した。クラス名はそのままだが、翌年度の4月から進級する部屋で、一足早く生活をスタートすることとした（例として、4歳児は約2か月前倒しで5歳児室に入る。など）。

安全対策

フェンスの設置等は当然のことながら、園舎玄関には自動ロックを設置。インターホンでの応答による開閉対応が可能になり、公園の一部という環境にありながら、不特定多数が自由に出入りできないように配慮した。

○その他

園舎お別れ会

旧園舎が市内でも最も歴史の長い保育園舎であったことから、平成29年2月18日（土）に園舎のお別れ会が実施された。これは園児・保護者だけでなく、地域の方や卒園児を中心に口コミで広まり、多くの方が来場された。過去の文集やアルバム、5歳児クラスでの作成が恒例となっているTシャツの展示、とよだ保育園への寄せ書きなどが実施され、解体前に思い出を振り返るなど、来場者が思い思いの時間を過ごす企画となった。

(3)保育の引継ぎ

仮園舎で新年度を迎えた平成 29 年 4 月からは、たかはた保育園民営化の反省を踏まえ、ガイドラインや公募要領に従いながら、ねぐるみ会の保育士 4 名が各クラスに 1 年間フルタイムで合同保育を開始した。1 年間に共に過ごし、そのまま民営化後も担任になるという事で、かなり充実した引継ぎと、子どもの環境変化への配慮が可能となった。

当時のとよだ保育園からは、次のような報告を受けている。

- ・ 4 月から合同保育をしてきたことで、ねぐるみ会の保育士がリーダーとしてクラスの先頭に立って引っ張る動きをしているので、子ども達が慣れるとともに、保護者ともコミュニケーションが取れていること。
- ・ 公立と民間の保育士間での信頼関係が構築され、日常の保育やクラス会議といった場の中で、公立保育園の保育をスムーズに共有・引継ぎが出来たこと。

また、ねぐるみ会から派遣された 4 名は保育士経験が 5 年以上あり、担任保育士の 3 分の 1 以上が保育士経験 5 年以上、というガイドライン条件をクリアしている。

民営化前の 1 年間で進めてきた主な取り組みとして

- ・ 円滑な移行が進むよう、1 年前から週 5 日体制での引き継ぎを実施。
- ・ 公立とよだ保育園の園長・副園長が年度末に日野市を退職し、新年度からねぐるみ会に再就職することにより豊田保育園の園長・副園長として就任（園長・副園長については、2 名とも定年退職後の再任用期間であったことから、この対応が実現した）。
- ・ 合同保育に入った 4 人全員（民営化後の担任予定者）が、5 年以上の経験を持つ保育士。
- ・ 保育方針や年間行事なども公立で行ってきたものを引き継ぎ。

といった事や、独自の取り組みとして園舎完成後には、子どもたちが早めに環境に馴れ、前向きになれるよう、事前に園舎や園庭の見学なども日常の保育に織り交ぜながら行った。

こうした 1 年間の取り組みに加え、臨時職員も園長らと同様に市を退職し、ねぐるみ会に再就職することで職員体制がほぼ民営化前の体制のまま移行でき、移行後も子どもたちに大きなストレスをかけずに、安定した運営が実現できる見通しをもって 4 月を迎えることとなった。

民営化前の 1 年間という期間を持てたことは、保育園という現場での成果だけではなく、これらの引継ぎの状況を三者協議会や保護者説明会という場で共有できたことも成果として大きい。

検討事項進行管理表を用いたことにより、引き継ぎ事項とその達成状況を確認しながら進められたことで、上記のような取り組みや、とよだ保育園の保育のどの部分がどの様に引き継がれているかを、具体的に示すことが出来た。

5. 民営化後の状況

(1) 民営化スタート時の対応

平成 30 年 4 月 2 日（月）より、社会福祉法人ねぐるみ会による、豊田保育園がスタートした。

4 月に入ってから、子どもの生活の様子、担任保育士の保育状況、保護者との関係、園全体の運営状況を拝見し、順調に保育が進んでいる様子を確認している。確認は、市が 30 年度より配置した、豊富な経験を持つ保育コンシェルジュ（公立園長経験者）を活用して、園の様子や保育士からのヒアリングにより実施しており、子ども達や園の運営が早期に安定してきている状況が報告されている。

園からの報告

三者協議や保護者説明会においても、ねぐるみ会から報告しているが、特に具体的に説明している説明会の報告内容を以下に紹介する。

（参考）平成 30 年 6 月 16 日・18 日保護者説明会要点録より

【きりん組】

- 以前と大きく変わることなく、自分の好きな遊びを存分に楽しんでいる。当番・日直活動を中心に自分たちで生活を進める力がついてきた。朝はホワイトボードを使って一日の流れを確認している。
- 友達とも楽しく関わっており、卒園児との関わりの中でドッチボールや縄跳び等を教えてもらい、やる気を見せている。
- 各クラスの成長を保護者の皆様に見ていただけるように、園舎内の通路に絵を飾っている。喜びや楽しさが伝わってくる。
- 参観日の、保護者からの感想。落ち着いて話を聞いているので、安心した。担任にも慣れていてよかった。園舎が整っていて明るい。職員が多くて覚えきれない。等

【くま組】

- 園舎や遊びのルールが分かってきた。やんちゃ盛りで、虫が大好きなクラス。保育の中では、子どもがその時興味のあることを題材にし、目先を変えながら繰り返すことで子どもの理解が重なるという事を実施。子どもたちのやるべきことの見通しが立った。
- 絵を描くなど作業するとき、楽しいと感じさせることが大切。今のクラスには手を膝に置いたままという子どもは一人もいない。展示しているテントウムシの絵も、幼虫の時から様子を追ってきたので、楽しい内容になっている。
- テラスの窓が大きく、景色に惹かれて子どもが外に出ていってしまう事があるが、子ども同士で外に出ないよう声をかけ合う姿も見られる。
- 参観日の、保護者からの感想。園舎はきれいになったものの、園としては変わっていない印象。子どもが伸び伸びしている。先生の話や座って聞いている。昨年より成長を感じた。箸の持ち方などを絵で示す指導方法など、参考になった。等

【うさぎ組】

- 担任の方を向いて座り話を聞く、座って食べる、皆で歌を楽しむなどが出来るようになった。
- 毎朝の朝の会が定着した。朝の会では歌を歌う事になっており、子どもからもリクエストが出るようになった。
- 散歩では手をつないで二人組になり、二人一組で行動が出来るようになった。（例として、道の端に寄る時に、自分一人ではなく二人と一緒に端に寄るという行動）
- 着替えなど、自分でやるべきことをやろうという自覚が芽生えている。
- 夏を境に幼児への成長を感じる年。26人はクラスとして少し多人数と覚えることもある。
- 参観日の、保護者からの感想。園舎には新鮮な気持ちを持ったが、園の様子は今までと変わっていないと感じた。場所の変化の影響は感じない。子どもの数が多いクラスなので、担任二人では心配。ホールを裸足で走れるのはいい経験。昨年よりできることが増えた。等

【りす組】

- 朝の泣き声もなくなり落ち着いてきた。進級児が多いクラスと新入児のクラスで生活のリズム作りは違ったが、両クラスで同じく進められるようになった。
- 毎日の繰り返しの中で、一日の流れが分かってきた。新入児は、まずは園庭に立つことに慣れるという事からのスタートだったが、現在では園庭の特徴を理解している。例えば、皆で集まってアリを観察するなどの様子が見られる。散歩も手をつないでいる。
- 両クラス（進級児・新入児）とも落ち着いてきたので、2歳児クラスを一つの学年として、活動を進めていこうという状況になった。
- 参観日は秋の開催を予定している。

参考として、ガイドラインでは民営化後3年以内（令和2年度まで）に、第三者評価の実施を義務付けており、ねぐるみ会からは令和元年度の秋から冬にかけての期間に実施予定との報告を受けている。同法人が運営する芝原保育園については、平成27・30年度に実施している。

第三者評価の実施により、市や保育園側の評価だけでなく、客観的な視点での評価が得られることから、民営化後の保育の質を維持・向上するための機会となる。また、誰もがインターネット上で評価や調査結果を見ることが出来るため、在園児保護者が保育園の客観的な評価を知ることでもある。

（参考）第三者評価とは ※とうきょう福祉ナビゲーションHPから抜粋

第三者評価の目的

第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

- ・「利用者のサービス選択」及び「事業の透明性の確保」のための情報提供
- ・事業者の皆さんのサービスの質の向上に向けた取り組みの支援

東京都福祉サービス第三者評価の仕組み

- ・東京都福祉サービス評価推進機構（公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置）が、認証した評価機関と福祉サービス事業者の契約に基づき、評価を実施

- ・評価機関が専門的・客観的な立場から評価した結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表
※詳しくはこちら

東京都の第三者評価の特徴

- ・評価機関は、事業所の職員の自己評価や利用者アンケート調査を行った上で、サービス現場の確認や職員へのヒアリングを通して、サービス内容や組織運営について総合的に分析し、評価を行います。
- ・評価は福祉サービスごとに異なる項目（共通評価項目）に基づいて行われており、利用者の声を聞く『利用者調査』と、事業者のサービス内容や組織運営を評価する『事業評価』を行います。

利用者調査

現在の利用者のサービスに対する意向や満足度を把握

- ・共通評価項目は「サービスの提供」、「安心・快適性」、「利用者個人の尊重」、「不満・要望への対応」の 카테고リーに分類されます。

事業評価

事業所の組織経営や現在提供されているサービスの質を評価するもの

- ・共通評価項目は7つの 카테고リーに分類されます。

カテゴリー	区分
1.リーダーシップと意思決定	組織マネジメント項目（全サービス共通）
2.事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行	
3.経営における社会的責任	
4.リスクマネジメント	
5.職員と組織の能力向上	
7.重要課題に対する組織的な活動	サービス項目（サービス種別ごとに設定）
6.サービス提供のプロセス	

(2) 公立保育士の派遣期間短縮について

民営化については、「とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）」により、①民営化後も各クラス担任を1年間派遣し合同保育を実施すること。②合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できる。となっている。

ガイドライン策定時は、とよだ保育園の各クラスに担任予定者を6か月前から配置する事となっていたが、ねぐるみ会の協力の下、1年前から週5日体制で担任予定者を配置するなど、子どもへの負担や影響を最小限にする努力をしてきた。また、園長及び副園長が民営化後も継続となるなど、子どもや保護者の皆様がより安心できる条件が整ったこと等もあり、子どもたちが一日も早く新しい環境に慣れるとともに、豊田保育園としても新たな運営体制がいち早く確立できるよう、平成30年4月以降の派遣期間について協議を申し入れた。

申し入れ日：平成29年12月18日

短縮期間：民営化後1か月（4月末）で終了とする。

短縮理由：・民営化前の合同保育を充実させたことでの成果が報告されたこと。

- ・園長、副園長の継続が決定したこと。
- ・臨時職員の大半が豊田保育園への移行を希望していること。
- ・公立保育園全体の保育士の欠員が10名。（臨時職員で対応）

更に、保護者向け資料として、これまでの引継ぎの詳細や、民営化後の検証方法などを示したところ、保護者からはアンケートを実施の上判断したいとの意向があり、実施した結果が反対多数だったため、保護者会としては反対するとの回答があった。

民営化後の4月からは、保育課に配属されたコンシェルジュ（公立保育園長経験者）を派遣し、園の様子や、園長及び保育士からの確認を行い、順調に保育が進んでいることを確認している。

市では改めてこれまでの経過や今後の体制についての説明資料を配布するとともに、5月末の派遣終了についての提案をした。保護者会では改めてアンケートを実施したところ、派遣の期間を「十分」と回答した保護者も多数いたものの、やはり過半数は「十分ではない」「分からない」という結果だった旨報告をいただいている。

三者協議会を通じての保護者とのやり取り、文書の配布だけでは、保護者全体に伝わらないという指摘もあり、平成30年6月に保護者説明会を実施した。その中では、市やねぐるみ会からの説明を改めて聞いていただいたうえで、判断していただくため、7月末の派遣終了を提案している。

これについての保護者アンケートが再度実施され、結果は賛成反対がほぼ半数に分かれた。8月にも協議を2回開催し、きりん組（5歳児）からは嘆願書も提出された。協議の結果としては

- ・きりん組（5歳児）は継続協議
- ・りす、うさぎ、くま組（2～4歳児）は8月31日をもって派遣終了。
- ・今後も意見を受ける仕組みとして、豊田保育園内に意見箱を設置。
- ・8月中に園児にどのように伝えるか、園として計画する。

となった。これまでの協議できりん組以外の保護者からも、きりん組への保育士派遣の継続を希望するとの意見をいただき、市としても5歳児は就学移行期であることを踏まえ、引き続き協議を継続する判断とした。

最終的には、きりん組（5歳児）への派遣は年度末の3月まで継続する事となった。

(3)派遣期間についての考察

民営化後は、子どもの生活の様子、担任保育士の保育状況、保護者との関係、園全体の運営状況については、市が平成30年度より配置した、豊富な経験を持つ保育コンシェルジュ（公立園長経験者）を活用して、園の様子や保育士からのヒアリングにより現状把握に努めた。

ねぐるみ会（園長）からの聞き取り内容、公立保育園から派遣されている市保育士の意見、保育コンシェルジュの3者の意見は一致している。詳細な園の状況は、(1)の中で紹介させていただいた通りである。

新しく担任となったねぐるみ会の保育士の状況について、緊張感は感じられるものの、それぞれのクラスの中で活躍しており、事前に 1 年間かけて子ども達との関係を構築してきたおかげで、新しい園舎に変わった事での高揚感があったが、想定していた以上に園全体の様子は落ち着いていた。4 月から公立保育園の保育士 4 名が派遣されており、民営化後の園を支えるために、日常の保育ではフォロー役に徹しており、行事の具体的な運営体制の検討など、引継ぎの補完的な業務を担っていた。

園からは、事前から準備を進めてきた保育体制については問題なく進行していたが、民間保育園としての事務処理などに不慣れな部分があり、その対応には苦労したとの状況を伺っている。

民営化後については、子ども達の様子や園の運営状況などを中心に、園や派遣していた保育士からの聞き取り内容も考慮したうえで、派遣期間短縮の判断をさせていただいた。

なお、2～4 歳児クラスは 8 月 31 日をもって派遣期間を終了したが、三者協議の中や保護者アンケートの中で、多くの“不安”という声が聞かれた。これ以降も、市や園に対して、民営化に対するご意見等を電話やメールではなく、もっと気軽に言えるようにという保護者からの提案を参考に、豊田保育園内に「意見箱」を設置している。

平成 30 年 9 月～31 年 3 月末まで設置させていただいた中で、いただいたご意見は、園に対する特定の保育士に関するご意見の 1 件であった。民営化に関する意見はなかった。

今回の民営化のポイントは、事前の引継ぎ期間を 1 年間確保したことにある。民営化前の引継ぎを十分な期間をとって行うことで、民営化後の派遣は短期間でも安定的な運営が可能であることが実証された。

また、反省点としては、民営化前に 1 年間の事前の引継ぎ期間があるのであれば、保護者から具体的な不安要素を聞き取りしながら、それを取り除くための対策を引継ぎの中に反映させるという手段が取れたのではないかと、いう事が考えられる。その不安を解消するための引継ぎ内容や状況を、三者協議や保護者説明会の場で報告する、もしくは進行管理表の中で具体的に確認していくといった事が出来ていれば、より多くの保護者が安心できたかもしれない。

民営化後の豊田保育園の運営を安定させるため、公立保育士を 4 名派遣した。一方では公立保育園公立園全体の職員配置という点では課題が生じており、公立園の安定的な運営という視点からも、民営化にあたっての引継ぎは、事後よりも事前を重視することが効率的であり、市としては、今後も民営化前の引継ぎを充実できるよう重点的に支援をしていくべきと考えている。

(参考) 保護者説明会、三者協議会等の開催状況

※詳細は日野市ホームページに掲載

時期	開催内容
平成 26 年 10 月 18・22 日	第 1 回保護者説明会
平成 27 年 1 月 28・31 日	第 2 回保護者説明会
平成 27 年 2 月 27～3 月 13 日	仮設園舎建設場所についてのアンケート実施
平成 27 年 5 月 15 日	とよだ保育園民営化実施時期の延期 (H29. 4⇒H30. 4)
平成 27 年 6 月 10・13 日	第 3 回保護者説明会

平成 28 年 1 月 16・20 日	第 4 回保護者説明会
平成 28 年 2 月	とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）完成
平成 28 年 2 月 23～29 日	とよだ保育園仮設園舎への移転時期についてのアンケート実施
平成 28 年 4 月 20・23 日	第 5 回保護者説明会
平成 28 年 4 月 27～7 月 8 日	とよだ保育園民営化事業者の公募
平成 28 年 8 月	とよだ保育園民営化事業者の決定
平成 28 年 8 月 3～12 日	仮設園舎に移転後の登園方法アンケート実施
平成 28 年 9 月 7・10 日	第 6 回保護者説明会
平成 28 年 9 月 14 日	第 1 回三者協議会
平成 29 年 1 月 18 日	第 2 回三者協議会
平成 29 年 1 月 21・25 日	第 7 回保護者説明会
平成 29 年 4 月 19 日	第 3 回三者協議会
平成 29 年 4 月 22・26 日	第 8 回保護者説明会
平成 29 年 11 月 1 日	第 4 回三者協議会
平成 29 年 11 月 11・15 日	第 9 回保護者説明会
平成 30 年 4 月 17 日	第 6 回三者協議会
平成 30 年 6 月 16・18 日	市保育士派遣期間に関する説明会
平成 30 年 8 月 10 日	第 7 回三者協議会
平成 30 年 8 月 22 日	第 8 回三者協議会

第3章

●民営化の効果測定

この章では、1章及び2章で触れてきたこれまでの経緯や取り組みをもう一度振り返りながら、公立園と民間園でどういった差があるのかという部分を、日野市立とよだ保育園とねぐるみ会豊田保育園の比較などを通じて検証する。

1. 民営化保育園の概要

・保育園民営化前後の概要比較

園名	とよだ保育園	豊田保育園
運営母体	日野市	社会福祉法人ねぐるみ会
定員（合計）	110 人	118 人
内訳（1 歳）	10 人	16 人
内訳（2 歳）	18 人	24 人
内訳（3 歳）	24 人	26 人
内訳（4 歳）	28 人	26 人
内訳（5 歳）	30 人	26 人
基本開園時間	7:00～18:00	左記と同じ
延長保育時間	18:00～19:00	左記と同じ
休園日	日曜・祝日・年末年始 12/29～1/3	左記と同じ
給食	自園調理・アレルギー対応	左記と同じ
延長保育料	18～19 時 一律 700 円	18:01～18:30 300 円 18:31～19:00 700 円 電車の遅延による理由でも徴収
実費徴収	スナップ写真 40 円	スナップ写真 50 円
保護者が新たに用意するもの		コットカバーなど
管理マニュアル	あり	あり（公立園に準じて作成）
園舎	木造 1 階建て 延床面積：500.52 m ²	木造 2 階建て（園児は 1 階のみ利用） 延床面積：989.47 m ² 床暖房などの設備あり
駐車場	敷地外に 4 台。	敷地内に 10 台。
園庭	シンボルツリーのケヤキ、畑など。 崖側が一部傾斜。	崖側の安全性を確保。ケヤキを残した。 面積：811.476 m ²
畑	園庭内にあり	敷地外に法人所有のものあり
トイレ	和式あり	和式なし
お昼寝	布団	1 歳児は布団、2 歳児以上はコット

なお、これらの項目は民営化までの三者協議会の中で、保護者・事業者・市の3者により、引き継ぎの進捗などと合わせて、検討事項進行管理表により管理してきており、民営化前後に大きい差異が生じないよう、子どもや保護者への配慮をしてきたものである。

2. 保育園運営について

・職員体制比較(公立、民間の比較)

	市立とよだ保育園	豊田保育園
時点	平成 30 年 3 月	令和元年 10 月
定員	110 名	118 名
園長及び保育士 (正職員／常勤職員)	正職員 11 名 (再任用含む)	常勤職員 16 名
保育士 (臨時職員／非常勤職員)	臨時職員 20 名 (介助員、朝夕、欠員補充、延長対応、 週休対応など)	非常勤職員 25 名
調理員・栄養士	正職員 2 名、臨時職員 2 名、	常勤 3 名、非常勤 2 名
用務員	正職員 1 名	非常勤 1 名

比較するうえで押さえておきたいポイントは次のとおりである。

- ・定員はほぼ同数。
- ・いずれも認可保育所のため、職員配置基準に公立と民間の差はない。

人数については、保育士の数を比較すると、現豊田保育園がやや人数多めの配置となっている。その中でも、園長・副園長及び大半の臨時職員が市を退職し、ねぐるみ会に再就職することで職員体制がほぼ民営化前の体制のまま移行でき、安定した運営が実現できる見通しをもって民営化する4月を迎えたことで、移行後の子どもたちに大きなストレスをかけずに豊田保育園としてスタートが出来た。

人手不足の公立保育園にとっては、臨時職員が民間保育園に移ってしまう事は正直痛手ではあるが、子どもを第一に考えた時に、子ども達のために多くの臨時職員が新しい環境の中に移っていただけたという事になる。

(参考) 職員配置基準

	日野市が求める基準	国基準
0 歳児	3 : 1	3 : 1
1・2 歳児	6 : 1 (1 歳児は 5 : 1)	6 : 1
3 歳児	15 : 1 (国の 3 歳児配置改善加算の要件を満たすよう徹底している)	20 : 1
4・5 歳児	30 : 1	30 : 1

※職員配置基準については、日野市においては国より厳しい基準を求めている。

3. 行財政運営について

(1) 財政負担軽減の報告

第1章の中で、市の行財政改革の中に公立保育園の民営化を位置付けていることは説明済みである。また、具体的に期待される効果は保護者説明会の中で説明してきた。

公立保育園の運営は、利用者負担金（保育料）を除く運営費を全額市の負担で賄っている。一方、民間保育園については、運営に係る国・都の負担制度があるため、市の財政負担は大幅に軽減されている。そのため、公立保育園1園を民営化することで、民間保育園2園分の運営費を賄うことが可能となる。これまでは、民営化により生み出されてきた財源を待機児童解消のための保育所整備に充ててきたが、現時点においては、今後の市内各園の安定的な運営のための財源額保のため、公立保育園の民営化は避けて通ることのできない課題と位置付けている。

実際に、運営にかかる市の負担がどれくらい変わったのかという部分を確認したい。

(単位：円)

	市立とよだ保育園(民営化前)	豊田保育園(民営化後)
	平成28年度決算	平成30年度決算
歳出	133,502,190 (内訳) 運営費：12,233,886 管理費：9,877,980 人件費：111,390,324	147,346,147 (内訳) 保育所施設型給付費：109,556,950 市単加算分：37,789,197
歳入	21,257,400 (内訳) 利用者負担金のみ	87,300,900 (内訳) 国都による負担：62,041,700 利用者負担金：25,259,200
市の負担(歳出－歳入)	112,244,790	60,045,247

以上のようにとよだ保育園の民営化では、実際に市の負担額をほぼ半分の額に抑えることが出来た。保育園の定員規模が大きくなるほど、この削減効果は大きくなるという試算結果も出ている。

また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、3～5歳児の全世帯及び0～2歳児の非課税世帯の保育料が無償化の対象となる。この、保育料を無償化するための財源については、民間保育園については国・都からの負担があるが、公立保育園の無償化は全額市が負担しなければならないため、今後はさらに民営化する事での財政面への効果が大きくなると言える。

なお、民営化の際には、以下の経費が掛かっている。

(単位：円)

項目	金額	備考
とよだ保育園解体費用	10,683,760	
仮園舎費用(リース代・移設運搬等)	79,919,322	仮園舎移転時昼食代 692,682 移設運搬業務委託料 591,840 建材成分調査業務委託料 291,600 仮設園舎借上料 H28 17,863,200

		仮設園舎借上料 H29 60,480,000
新園舎整備補助金（市負担分）	19,203,000	市 1/16 負担
選考委員会謝礼	66,000	2 回開催
合同保育補助金	12,092,423	保育士 4 名、調理員 3 名
消耗品・備品等	1,392,152	コットカバー 160,952 プールなど 1,231,200
合計	123,356,657	

ただし、これらの費用については、民営化により確保できた財源のほぼ 2 年分で相殺出来ている。よって、民営化 3 年目以降は、常に新たな財源が生み出されており、他の保育園の運営に充てることで、市全体の保育の質の維持・向上につなげることが出来る。

(2) 職員数の適正配置

とよだ保育園に勤務していた職員は基本的に退職するわけではなく、定年退職等により欠員となった保育園に配置替えとなっている。平成 29 年度の時点では、公立保育園の欠員は公立保育園全体で 10 名となっており、まずは早急な欠員の解消が必要となっていた。欠員があれば、各公立保育園で予定通りの子どもの人数分の受入れが出来ないため、臨時職員等で補う状況が続いていた。新規採用も積極的に行っているものの、若い人ほど都心に近い保育園を選ぶ傾向が強く、職員の確保には苦労してきている。

いずれにしても、公立保育園が一園減ることで、必要な市職員の全体数を減らすことが出来たため、限られた人材を有効に配置する事が出来た。

4. 民営化に関する総括

これまで確認してきた通り、民営化前の進め方について課題はあったものの、そこには多くの気付きがあり、ガイドラインや公募要領、進行管理表といった形のある物として残された。また、合同保育など事前の引継ぎを強化する事での効果も実証された。

園舎は新しくなったものの、とよだ保育園の保育の核となる部分は着実に引き継がれ、民営化後に子ども達や園の安定した様子が報告され、市としてもその状況を確認出来た。子どもにとって安心感や居場所感、園生活の中でこれまで同様に様々な経験をすることができる環境が保障されたことが、何よりの成果と言える。

第 5 次行財政改革大綱では「行政サービスのあり方の見直しと民間活力の導入」の考え方のもと、「市立保育園の運営のあり方の見直し」を取組項目に掲げ、保育園待機児解消に向けた（現在は、待機児解消のために拡大した日野市全体の保育を、将来にわたり安定的に継続的に保育サービスを提供していくための）財源確保を図るため、国・都の財政支援が見込めない公立保育園について、複数園（2 園）選択し、民営化に向けた取り組みを進めることとし、2 園の民営化スケジュールの決定を計画期間中に行うということを予定している。しかしながら、民営化後に子ども達や園の安定した様子が報告された今回のとよだ保育園の事例を基に、それによる子どもや保護者への影響がないよう、今後も配慮に努めていく。

とよだ保育園民営化後における民営化の事前周知においては、園舎の移転などによる影響や、保護者に準備していただくものや新たな費用負担が発生する可能性などをお伝えしてきた。民営化時期もとよだ保育園と同様に、在園児が卒園出来る時期を設定している。

ガイドラインや公募要領といった概念も、今後に引き継いでいき、特に事業者の公募は以前とは状況も変化し、充実した条件での選考を行っていくつもりである。合同保育など、引継ぎの期間については子どもたちへの影響、配慮を第一に考えるとともに、保護者の不安を引継ぎに反映させていくなど今回の振り返りを生かし、民営化対象園の保護者とともに協議を進めていきたい。

公立保育園の民営化は、子どもや保護者をはじめ、民営化後の運営事業者、地域の方々など、関係者の皆様の御理解、御協力があって円滑に進めることが出来ている。今後の民営化に際し、関係される皆様に対し、十分な説明と適切、適時の情報提供を行っていくとともに、様々な御意見をいただきながら、第5次行財政改革大綱に位置付けられている、残り2園の民営化を進めていく。

最後に、本報告書は日野市として民営化を振り返り、今後につなげていくために過去の経緯など詳細に説明させていただいた。しかしながら、ここにはすべて書き尽くせるものではないが、とよだ保育園・豊田保育園の役員をはじめとして保護者の皆様には、保護者間の会議の実施や意見集約等、協議への参加、意見書の提出など、ご自身の仕事、家事や育児がある中で多大なるご尽力をいただいた。また、社会福祉法人ねぐるみ会には、民営化前からの引継ぎの充実など、子どもたちへの配慮のためにご協力いただいた。あらためて感謝申し上げたい。